別紙

熊本県豚熱ワクチン接種に係る認定農場の要件確認書

　　　　　　　　　　認定申請農場名

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 確認欄  (〇・×) |
| 1. 飼養衛生管理基準を遵守している又は遵守に向けて取り組んでいる。  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 確認年月日  (確認予定年月日) | 不遵守事項 | 今後の改善方針(※)の有無 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |   (※)　改善方針とは「改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化」をいう。  注1:　不遵守事項について改善方針が「有」の場合は、遵守に向けての取り組みが確認できるとする。  注2：　不遵守事項について遵守予定時期までに遵守できない場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5及び第12条の6の規定に基づき、家畜の飼養 に係る衛生管理の方法の改善について、指導及び助言、勧告等を厳格に行う。  注3：　6頭未満の小規模農場（豚及びいのしし）は斜線を記載すること。 |  |
| ②　家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従っている。 |  |
| ③　家畜防疫員または知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、指示及び　指導に従っている。 |  |
| ④　豚熱ワクチンの適時適切な接種および厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場が満たすべき要件等を遵守する体制となっている。 |  |
| ⑤　農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために、家畜保健衛生所が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する確認に協力する。 |  |
| ⑥　「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守している。 |  |

　上記の６つの遵守事項について確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

家畜防疫員